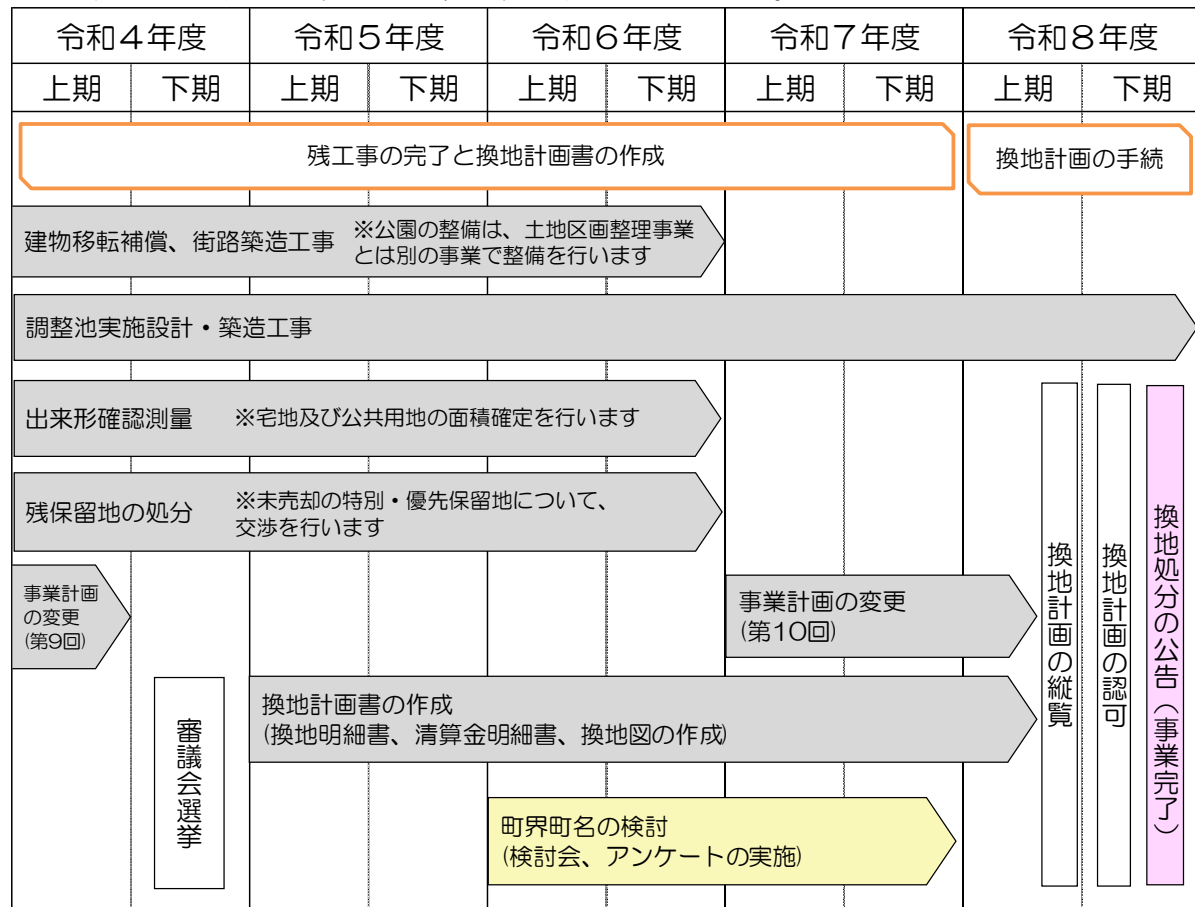


## ○換地処分（事業完了）までのスケジュールについて

令和8年度末の換地処分を目標に、事業を進めます。



※このスケジュールは、現段階の予定であり変更となる可能性もあります。

## ○地権者の皆様すべての土地に清算金（徴収・交付）が発生いたします。

現在、当地区は事業施行中ですが、工事等が完了することで換地処分（事業完了）となり、その後、清算金が確定し、徴収・交付手続きが始まります。

清算金とは、施行前の土地（従前地）と施行後の土地（換地）との間に評価上の不均衡が生じた場合、この不均衡を解消するためにやりとり（「徴収」や「交付」）される金銭のことをいいます。詳細につきましては、区画整理課のホームページをご覧ください。

正式な清算金価額は、換地処分時に決定いたしますが、清算金の有無については、ご確認いただけますので、詳細については、換地担当までお問い合わせください。

事業に対してのご意見、ご要望がございましたら、下記までご連絡ください。

住みやすさナンバ-1のまち 八潮



問合せ先 八潮市 都市デザイン部 区画整理課（市役所3階）  
 〒340-8588 八潮市中央一丁目2番地1  
 TEL 048-996-2111（代） 内線（換地担当）460  
 （補償担当）883  
 （工務担当）475  
 （事業推進担当）452

## 鶴ヶ曽根・二丁目地区の情報誌

# 街づくり瓦版 No.2

編集・発行：草加都市計画事業鶴ヶ曽根・二丁目土地区画整理事業 施行者 八潮市

## 【事業計画の変更が決定しました】

鶴ヶ曽根・二丁目土地区画整理事業につきましては、埼玉県の認可を受け、令和4年9月9日に事業計画変更を決定しました。

今後は、換地処分に向けて、歩行者専用道路や調整池の整備、また、出来形確認測量を進めて参りますので、引き続き、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。（換地処分までの工事予定箇所等は裏面をご覧ください。）

### 主な変更内容

- 事業施行期間の変更  
令和7年3月31日まで → 令和14年3月31日まで（清算期間5年を含む）
- 土地利用計画の変更  
小学校予定地の廃止 → 公益施設（エイトアリーナ）及び調整池へ変更

## 【特別保留地（付け保留地等）の購入をお願いします】

土地区画整理事業は、宅地（保留地）を販売し、その資金をもとに事業を進めております。

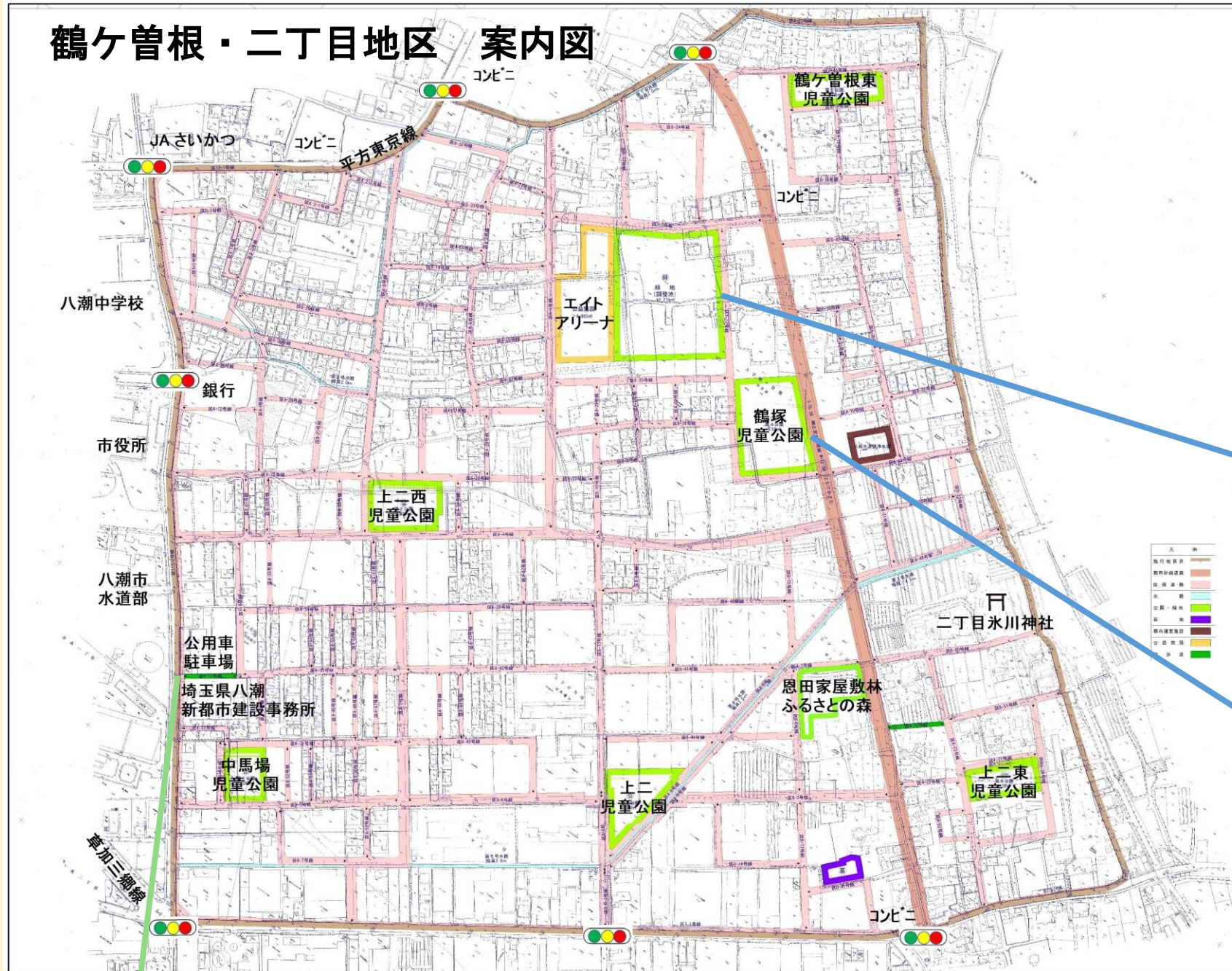
特別保留地（付け保留地等）の購入がまだお済みでない方には、別途お知らせをお送りしますので、ご購入いただきますようお願いいたします。

また、買受資金を金融機関から借り入れる場合は、その利子の一部を補助する制度があります。詳細に関しては区画整理課事業推進担当までお問い合わせください。



# 換地処分(事業完了)までの工事予定箇所について

## 鶴ヶ曽根・二丁目地区 案内図



### 調整池の整備をします

調整池は、地区内に降った雨を一時的に貯留することで、河川への流出を抑える施設です。

この調整池の整備により、集中豪雨時などの洪水の発生リスクを低減することができます。

#### ● 鶴ヶ曽根運動広場（オープン式）

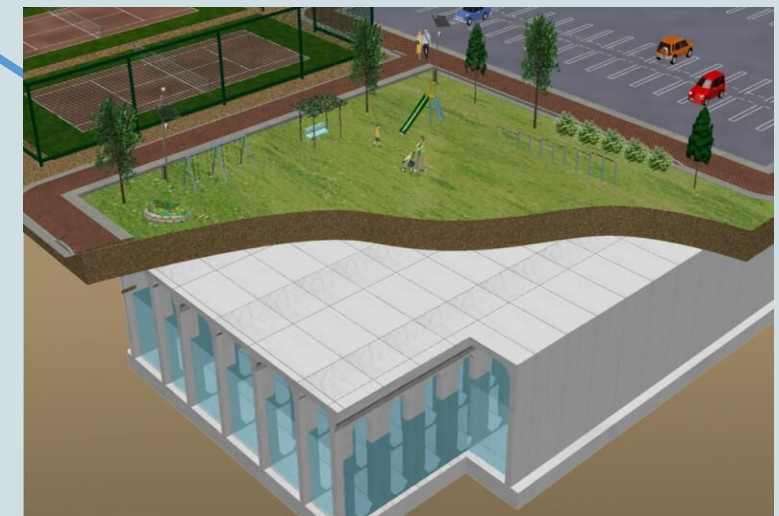
地面から掘り下げるタイプの調整池で、周囲はコンクリート等で囲う予定です。



(オープン式調整池イメージ 参考：八潮市 大正調整池)

#### ● 鶴塚児童公園（地下式）

公園の地下にコンクリート構造物を埋設するタイプの調整池です。



(地下式調整池 イメージ図)

### 歩行者専用道路の整備をします

現在は、車両も通れる道路ですが、整備後は歩行者専用道路となります。

歩行者専用道路として整備が完了すると、歩行者の安全は確保される反面、写真のように、車両は通行できない道路となりますので、お気を付けください。

なお、整備の時期は令和6年度を予定しています。



(歩行者専用道路のイメージ 参考：地区内 歩行者専用道路)

### 出来形確認測量をおこなっています

出来形確認測量とは、完成した宅地と公共用地(道路や公園など)の位置や面積を確認する測量です。この測量で、皆様の宅地面積を確定します。

現在、換地処分(事業完了)に向けて順次、出来形確認測量を行っています。